

再編組合の機関が必要な公立公民の病院の一覧

町立温泉病院
—済生会支部香川

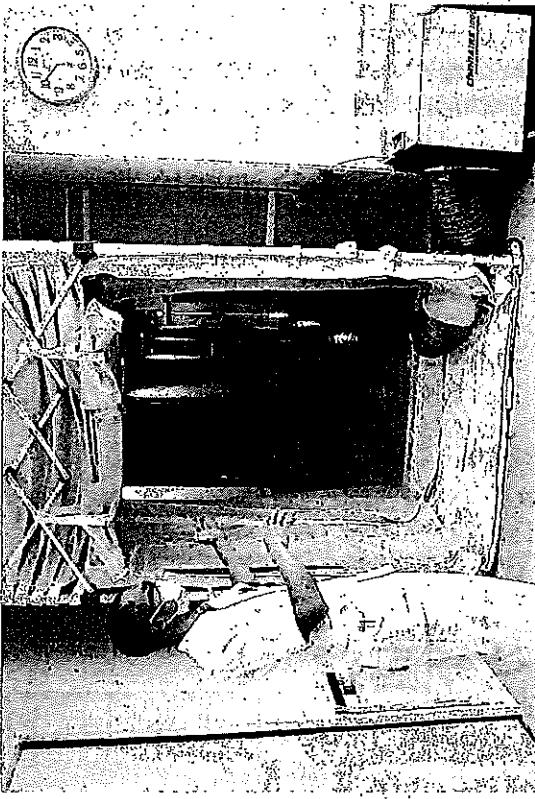
令和3年4月2日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録

（6）國立醫院機構（31 機關）

出典) 読売新聞2019年9月28日朝刊より抜粋

(1) 地區醫療機能推進機構 18 挑閱



安曇野赤十字病院が設けた新型コロナ患者回復棟(奥)の入り口。ガードンで仕切ら機械で空気を吸い・浄化している。18日、安曇野市

名指しされ医師離れも

県
地域
発
参院選区補選

厚労省が再編・統合促した公立・公的病院

地域医療の「とりで」揺れて

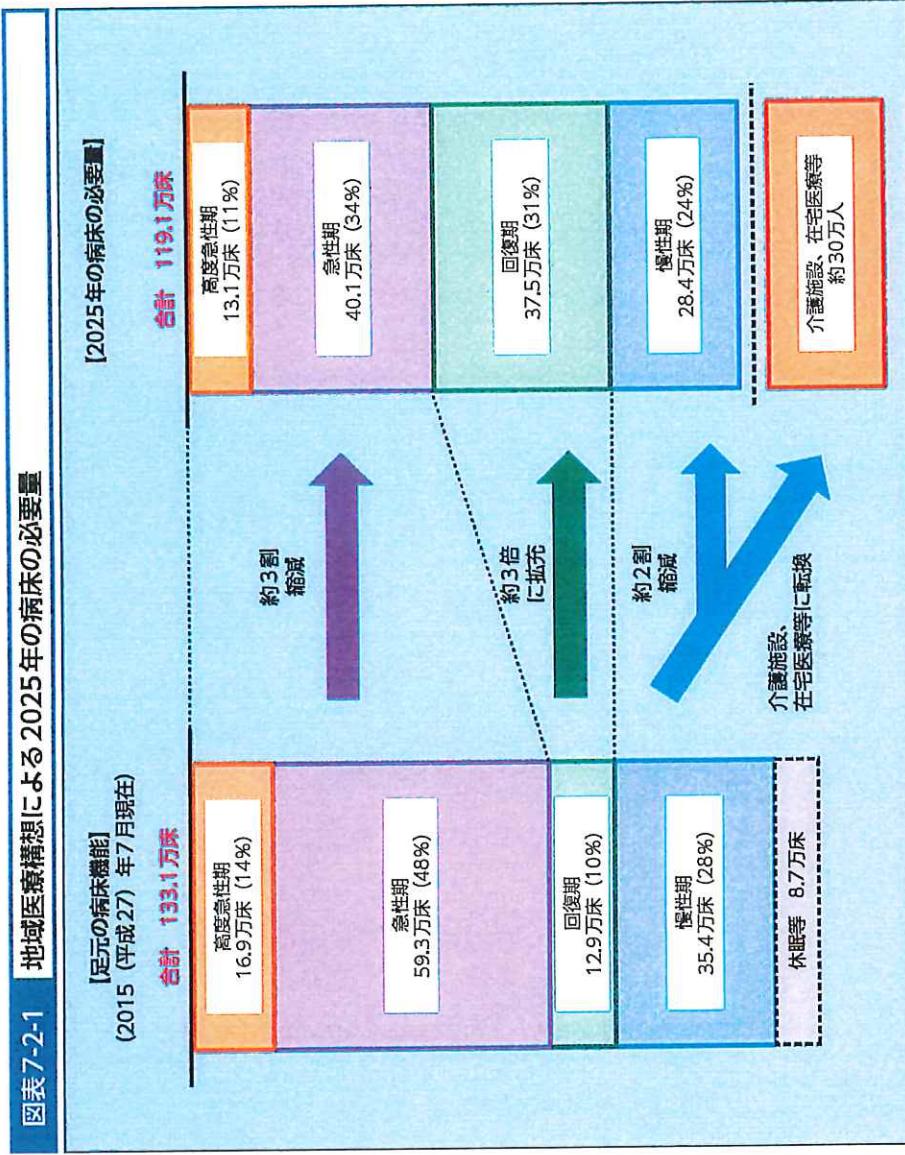
「この先が新型コロナマイクログラム症の患者を救へんとするエコです」。3月中旬、安曇野市の安曇野赤十字病院。1月に新型コロナ用に転用した病棟へ続く通路で、職員が説明した。県内が感染の「第3波」に見舞われたところ、同病院は多いときで感染者20人を抱えられた。中毒医長は「公的医療機関として出撃し医療を受けるべき医師がある。しかし、医師不足で医療機関との孤立が大変だった」と明かす。2019年4月に転じた同病院の医師は、その1年後に38人に減少。19年の月に厚生労働省が公表した「リスト」における医師離れる原因から、ソースは全国424の公立・公的病院(後に約440に増む)を挙げ、「再編・統合などの整備が特に必要」としたが、なんやかんの手術、救急医療など「急性医療」の実が16年度末までに作成したも

のが今だから、他の医療機関が近くにある病院などを譲り受け、再編や統合を求める動きで、医療機関が近くにある病院は既に統合済みの「安曇野赤十字病院」が含まれる。ただ、「10年後も病院はあるのですか」と。県外から転職を希望していた医師がそれを聞いた。「どうぞ」と、医師は笑顔で答えた。

厚労省のリスト公表は、進展する医療圏化政策による「地域医療構造」の推進を加速させる狙いだった。一般的な手術をする慢性期医療は過剰にならためつゞり専門医療へと転換して、慢性疾患の診療して社会医療の伸びに貢献された。近接して同様に、飯山赤十字病院が北信濃医療圏で感染者が急増した昨年春を最大1人受け入れた。医療資源を効率に偏った国の進歩の方針に地域医師の「命」を守る医療を提供できるのか、心配だ。当時、「医療崩壊」も危惧された。医療崩壊は飯山赤十字医療院は「医療を放棄」とする。(立松敏也)

を抑えたい国の懸念があり、リストを公表して病院名を「名指し」するなど、医療機関の対応を促した。

飯山赤十字病院(飯山市)は急性期医療を減らし、在宅医療の天野久事務部長は「地域医療構造の理念自体は間違っていな」ことを打ち出る。地域の人口減少に伴い、患者が減るだけでなく、医療従事者の確保も難しさを増す。同病院は急性期医療を減らし、在宅医療する患者の一時入院を受けるだけではなく、医療従事者の確保可能な病床の約2割を維持する態勢を強化。地域の収容力も「ひびき」ことの通りに県内で初めて確立されてから1年が過ぎたこの間、県が新型コロナ感染者のため確立可能とする病床の約2割を維持する病院の「ひびき」ことの



第7章

国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現

(2) 都道府県医療計画におけるPDCAサイクル推進

都道府県の医療計画においては、2013（平成25）年度から精神疾患及び在宅医療を新たに加えた、五疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞^{*1}、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療のそれについて、必要となる医療機能を定めることとともに、各医療機能を担う医療機関を明示することとしている。

各都道府県は、医療計画に記載された、疾患・事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させることにより、医療提供体制の整備を進めている。
2018（平成30）年度から、地域医療構想を内容に含んだ医療計画が本格的に実施されることがや、医療計画と介護保険事業計画のサイクルの一貫化が図られることを踏まえ、「医療計画の見直し等に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえて、2017（平成29）年3月に新たな医療計画の作成指針を都道府県に提示した。

(3) 地域医療連携推進法人制度の創設と医療法人制度の見直し（改正医療法について）

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）や「規制改革実施計画」（同日閣議決定）等を受けて、2013（平成25）年11月より「医療法人の事業展開に関する検討会」において、「地域医療連携推進法人制度の創設」と「医療法人制度の見直し」

*1 第7次医療計画では、「心筋梗塞等の心血管疾患」という表現に変更

出典）平成29年版厚生労働白書より抜粋
令和3年4月2日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

新型インフルエンザ総括会議 報告書(ボレポート) 2010年6月 パンデミックの教訓を総括へ

40人超の専門家と計7回討議
(尾身茂氏、岡部信彦氏らも構成員として参加)

発生前の段階から体制強化を

- 法制化 対策の実効性を確保するための法制化
 - ワクチン 国産ワクチン生産体制の強化
 - 検査体制 PCRを含めた検査体制などの強化
 - 水際対策 発生前の段階から対策の準備と実践
 - 日本版CDC 米国CDCなどを参考に感染症対策機関
 - 医療体制強化 感染症対策のための予めの人、モノ、金の支援
- 医療従事者の死亡、後遺症等の場合の補償
→発熱センター等設置時に誤解を与えない名称
- ホットライン 国、地方、医師会、医療関係者等とのホットラインの予めの確認

(出典) 平成22年6月10日「新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議報告書」を基に長妻昭事務所で作成



◆御依頼日：3月26日

◆御依頼内容
中国の国家情報法について

SAY中同へ。

6/28

2017.10

1 国家情報法の概要

国家情報法は、2017年6月27日に公布され、同月28日に施行されました。

国家情報法は、習近平政権が国家安全政策の基本原則として打ち出した「総合的国家安全観」に基づき 2014年以来行われてきた国家安全関連立法の一つであり（資料1, p.65）、国の情報活動の在り方や実施体制について明確な法的根拠を示したもの（資料1, p.67）。

国家情報法は、国の情報活動を定義し、その実施体制と国家情報活動機構の職権を定めています。また、国民及び組織は、法に基づいて国の情報活動に協力し、国の情報活動の秘密を守らなければならず、国は、そのような国民及び組織を保護するなど、国民の権利義務についても規定されています（資料1, pp.68-69）。

2 懸念点

(1) 国民等の協力義務

国家情報法をめぐっては、国内外の組織や個人に対する監視や情報収集の強化につながりかねないとの懸念が示されており、特に、国民等の情報活動への協力義務について、在外中國民・企業が情報機関にスパイ行為を働くよう指示された場合にはこれを拒めないとの指摘があります（資料2）。また、国家情報法が広範囲に適用されるならば、外資系企業で働いている中國國民は自分の雇用者に対するスパイ行為を要求され得るとの指摘もあります（資料3, p.70）。

(2) 政府によるデータへのアクセス

国家情報法第14条は、国家情報活動機構が、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な指示、援助及び協力の提供を求めることを定めています。この規定等により、非常に広範な情報についてガバメントアクセス(GA)（政府等による民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセス）が認められる一方、国家情報法においては、政府が取得した情報の取扱いに関する規律が含まれていないことが指摘されています。また、国家情報法による権限が、データのローカライゼーション義務などと組み合わされた場合、中国に情報を移転してしまえば、当該情報について、広範なアクセスを実質的が許容され、中国の国有企业等に再移転される懸念も生じ得ることが指摘されています（資料4, p.12）。

3 中国側の主張

中國外交部は、国家情報法第8条において、国家情報活動に際して人権及び個人・組織の合法的權益を保障すべきことが定められている点を指摘しています（資料5）。

第14条

国家情報活動機構は、法に従い情報活動を行うに当たり、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な支持、援助及び協力の提供を求めることができる。

第15条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、厳格な許可手続を経て、技術的偵察措置⁽⁸⁾及び身分保護措置⁽⁹⁾を講ずることができる。

第16条

国家情報活動機構の活動要員は、法に従い任務を遂行するに当たり、国の関係規定に基づき、許可を得て、必要な証明文書を提示することにより、立入りが制限されている関係区域・場所に立ち入り、関係する機関、組織及び個人に対し関係する状況について聴取又は質問を行い、関係する公文書、資料及び物品を閲覧又は押収することができる。

第17条

国家情報活動機構の活動要員は、緊急の任務を遂行する必要がある場合、必要な証明文書を提示することにより、通行の便宜を受けることができる。
国家情報活動機構の活動要員は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、関係する機関、組織及び個人の交通手段、通信手段及び土地建物を優先的に使用又は法により接収することができ、必要な場合、関連の活動場所及び施設・設備を設置することができます。任務の終了後は、速やかに返却又は原状回復し、かつ、規定に従い相応の費用を支払わなければならず、損失を生じさせたときは、補償しなければならない。

第18条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、税闇、出入国検査等の機関に対し検査免除等の便宜供与を求めることがある。

第19条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に厳格に従つて業務を行わなければならず、職權を逸脱若しくは濫用し、国民及び組織の合法的権利利益を侵害し、職務上の便宜を利用して本人若しくは他人の私利を食り、又は國家機密、商業秘密若しくは個人情報を漏えいすることができない。

第3章 国家情報活動の保障

第20条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に従い情報活動を行うに当たり、法律の保護を受ける。

第21条

国は、国家情報活動機構の整備を強化し、その機構設置、人員、編制、経費及び資産に對し特別な管理を実施し、特別な保障を与える。
国は、情報活動の必要に応じた採用、異動、訓練、待遇、離職等の管理制度を構築する。

(8) 通信傍受等のこととを指す。

(9) 情報活動要員等に対する身分保護等の措置を指す。

この報告書には、氏名、振り仮名のみが開示されていたとされている、中国の事業者にはですね、が、実際には、その他の情報が開示されていた可能性があると。

これは、本当ににわかに信じられないような、真っ向から、これまで三年前の国会答弁を覆すような記述が随所にあるわけですよ。

これについて田村大臣は、この作業班の中でもまとめていないような答弁をされましたか、これ、議事録を見つけると、111ページですね、審議会の中で、検証作業班の中ですと調査をしてきて、報告書はでき上がっている、四人の合意した報告書だと書いてあるんですよ。

合意されているわけで、これはもみ消さないでくださいね、この報告書を。握り潰さないでいただいて、正式なものとして公表していただきたいことを、大臣、指導していただけませんでしょうか。

○田村国務大臣 それはその四人の中のお一人がおつしやっている話で、四人が合意しているわけではないということは、これは年金事業管理部会の方で確認をされているようではありますので、そのお一人はそういうことをおつしやられておられるようありますけれども、中間報告としてまとめていない、案としても正式に出ていないというふうに私はお聞きをいたしておりますので、そういう意味ではちょっと認識が委員とは違うということあります。

○長妻委員 今の認識は、大臣、間違っている可能性があるので、きちんと確認をしていただきた

い。

予算委員会の中で、部会長に意見を聞いてみるとみたいな話がありましたよね、予算委員会で。あれはどうなりました。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 一月二十五日に部会長から状況をお聞きをいたしましたが、今私が申し上げたとおり、中間報告としてまとめていない、四人の中で意見がまとまっていないので成案にはなっていらないというところで御報告を受けております。

○長妻委員 リの報告書の中でもいろいろな異論が書いてありますよ、両論が併記されています。両論併記の前提で四人でまとめてこの一枚のページが出たと私は聞いていますので、是非確認をしていただけ、これは重大なことですから、マイナンバーがおかしな扱いにされていてはよくないわけですので、是非しっかりとチェック、調査していただきたいというふうことをお願い申し上げまして、質疑を終わります。

ありがとうございました。



筆者についての事実誤認も 「田村厚労大臣よ、 年金機構にダメされるな」

田 村憲久厚労大臣と立
志民主党代表代行で
昭代議士が、激しいバトルを
繰り広げている。社会保障審
議会・年金事業管理部会に設
けられた検証作業班作成の
「中間報告書」をめぐつてで
ある。この「中間報告書」は、3
年前、年金受給者の誓類（扶
養親族等申告書）の入力業務
を、中国の関連企業に再委託
していた「SA Y企画」につ
いて再調査したものだ。当時、
日本年金機構や厚労省年金局
は、中国側には「氏名とフリ
ガナ」だけしか渡っていない
と説明していた。

しかし「中間報告書」は、
「実際には、その他の情報が
開示されていた可能性がある」と記載。「情報漏洩の可

能性についての機械の説明は
不十分である。客観的根拠を
示したうえで、情報漏洩の可
能性の有無について説明する
必要がある」と指摘している。
これまでの説明と真っ向か
ら対立する内容だけに、2月
17日の衆議院予算委員会で長
寿代議士が質問したことから、
機械の木島謙一郎理事長は、
当時、法令等違反懲罰にSA
Y企画の契約違反を通報して
きた匿名メールをはじめて公
人情報が中国のネットで入力
されています。普通の人でも
自由に見られています」と書
かれています。サンアルと
して一組の夫婦の個人情報が
列記されていた。

「氏名とフリガナ」のほか、
夫の生年月日・妻の生年月日、
ふたりの自宅住所と自宅電話

番号、妻の年齢所得額に加え、
ふたりのマイナンバーまでが
記されていたのである。木島
理事長は、これら個人情報は
すべて実在する人物のもの
で、真正な記録であることも
認めている。

だ からこそ長寿代議士
は、徹底的な再調査
を田村大臣に求めて
いるのだ。マイナンバーを含
む個人情報が、大量に中国側
に流出していく、普通の人が
自由に見ていたとすれば、オ
レオレ詐欺などの犯罪集団が
入手し、すでに多数の被害者
が出ていているかもしれない。
恐ろしくなるほど深刻な問題
なのだが、田村大臣は、調査
への重い腰を一向に上げようと
しない。再調査などされた
ら困る年金局が、「実態を隠
す手腕のレクチャ」を繰り
返し、大臣を必死に驚きじめ
ているのだろう。

田村大臣が、年金局の虚偽
説明に惑わされ、事態を正確
に認識していないことは、「中
間報告書」への以下の国会答
弁でも明らかだ。「個人情報

漏洩の可能性への指摘は検証作
業班 4人の中のおひとりが
仰っている話で、4人が合意
しているわけではない。

この「おひとり」とは、私
のことである。SA Y企画の
事故後、「検証作業班」は年
金事業管理部会の委員のなか

から4名が指名され発足し
た。そのひとりが私で、「中
間報告書」のドラフト担当と
して、「中間報告書（詳細版）」
の草稿を書き上げている。

その草稿を、もつひとりの
委員が2ページの報告書に要
約。それに他の委員が加筆修
正し、意見が分かれたところ

は両論併記としたのち、年金
事業管理部会の増田寛也部会
長と大山永昭部会長代理も交
え、6委員による複数回の協
議を経て完成させたものだ。

昨年10月2日、部会に提出
するにあたっては、増田部会
長から要望のあつた記述委員
についても、4委員の同意を得
て採用している。田村大臣
は、少なくとも国会での誤つ
た答弁だけでも、早急に訂正
すべきだろう。

この欄は森功氏、岩瀬達
哉氏、青木理氏、金平茂
紀氏のリレー連載です

いわせ・たつや／55年和歌山県生まれ。編集プロダクション勤務を経
てフリー。04年、「年金大崩壊」「年金の悲劇」で講談社ノンフィクシ
ョン賞受賞。新著「キッネ目 グリコ森永事件全真相」が好評発売中

出典)『週刊現代』2021.4.3より抜粋

2021年2月16日
厚生労働省年金局

未定稿（取りまとめ作業未了）

日本年金機構における業務改善計画の実施状況等の検証作業班 中間報告書
2020年〇月

1、検証作業班における確認事項

(1) 経過

・日本年金機構（以下「機構」）は毎年、年金受給者から扶養親族等申告書の提出を受け、源泉徴収等の事務処理を行っている。2017年8月、機構は（株）SAY企画に対し、686万人分の申告書及び430万人分のマイナンバ一申出書（氏名、住所、電話番号、生年月日、家族構成、年金受給者の年間所得額に係る情報などを含む）のデータ入力業務を約1億8千万円で委託した。ところが、同社は予定していた人員を集めることができず、中国の事業者にデータ入力の一部を無断で再委託を行い、多くの入力ミスなどがなされていたことが発覚した。

・これを受けて、機構は2018年1月以降、自らデータ再作成などの対応を行ったほか、検証・原因究明等のため4月に外部の有識者4名からなる「日本年金機構における業務委託の方針等に関する調査委員会」（以下「調査委員会」）を設け、約一ヶ月で報告書がとりまとめられた。社会保障審議会年金事業管理部会での審議も経て、6月、厚労大臣から機構に業務改善命令が発出された。機構では、これを受けて業務改善計画を策定し、その実施がなされている。

・当検証作業班は、平成30年6月29日開催の第37回年金事業部会において、以下の確認事項を委嘱され、業務改善計画の進捗状況を確認する役割を担い、調査活動を続けてきた。

(2) 確認事項

以下の事項について検討・実施状況の確認を行う。

- ① 調達ルール・外部委託管理制度の見直しに関する事項（諸規程等改正）
- ② 組織体制の強化に関する事項
- ③ インハウス型委託の推進に関する事項
- ④ 人事体系・本部組織のリスク管理の見直し等に関する事項

2、確認結果

上記確認事項については、本件中間報告書を作成するにあたっての調査・検討において業務改善計画に記載されたとおり履行されていることを確認した。

3、その他調査を踏まえた指摘事項

調査の過程で以下の事項が議論され、検証作業班メンバーより、以下の見解

が示された。

(機構の設けた調査委員会の第三者性について)

- ・機構の設けた調査委員会では、4名の委員のうち1名は機構の顧問弁護士が務め、当該委員がヒアリングで主たる役割を担つており、第三者性に疑義がある。国会などでも第三者委員会と受け止められてはいる。
- ・調査委員会設置時のリリース等によれば、調査委員会はもともと第三者委員会として設けられていない。第三者委員会として設置するべきだったという意見はあり得るが、調査報告書が提出され、それを踏まえた業務改善計画が実施されている現段階になつてから指摘するべき事項とは思われない。

(中国事業者への情報漏洩について)

- ・中国の事業者には、氏名・フリガナのみが開示されていたが、
 実際には、その他情報が開示されていた可能性がある(2017年12月31
 日に情報漏洩を伝える通報があり、これを受けて、機構は2018年1月6日
 から特別監査を実施。IBMに調査を依頼したが、その調査依頼項目にはSA
 Y企画から中国の事業者に再委託した個人情報が氏名・フリガナのみだった
 のか、それ以外の情報も含まれていたかのデータ確認は含まれていない。氏
 名・フリガナのみだったとするのは、機構が独自に確認したことをIBMに
 伝えただけである。)

- ・情報漏洩の可能性がゼロではなかったとしても、委託から2年半以上が経過
 した現時点において、情報漏洩から生じたと考えられる問題は何も確認され
 ていない。

- ・情報漏洩の「可能性がある」と指摘するだけの根拠があるのかどうか、判断
 がつきかねる。

- ・情報漏洩の可能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示し
 たうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要があるとの意見が
 あつた。

(株)SAY企画と機構の委託契約について)

- ・入札プロセス、履行前審査、履行後審査の各段階において、同社に十分な業
 務体制のないことや契約違反が明らかになつているにもかかわらず黙認さ
 れている。また、業務委託契約書や日本年金機構会計規程に反し、問題発覚
 後の2018年1月15日にも7105万円の支払いがなされている。
- ・上記の点については、業務改善計画等に従い既に対応しているものと理解し
 ているが、再発防止のためにも計画の着実な履行に努めていただきたい。な
 お、問題発覚後の支払いについては、契約・規程に違反するとまでは認めれ
 ないものの、不適切であつたことは間違なく、再発防止を徹底されたい。

新型コロナウイルス感染症 年代別の陽性者数と変異株の確認数

年代別の変異株（ゲノム解析）確認数 令和3年3月16日0時時点

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
陽性者数(人)	59	48	35	54	67	45	25	27	35	405
割合※	14.6%	11.9%	8.6%	13.3%	16.5%	11.1%	6.2%	6.7%	8.6%	

新型コロナウイルスの年代別の確認数 令和3年3月17日18時時点

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
陽性者数(人)	12,910	29,290	97,369	66,890	63,946	59,016	38,758	35,251	36,767	447,557
割合※	2.9%	6.5%	21.8%	14.9%	14.3%	13.2%	8.7%	7.9%	8.2%	

※陽性者数/合計（小数点第二位を四捨五入）

(53倍)

令和3年4月2日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

出典：第27回アドバイザリーボード資料4-①、厚生労働省ホームページ

変異株PCR検査（スクリーニング検査）における陽性判明率

資料1-2

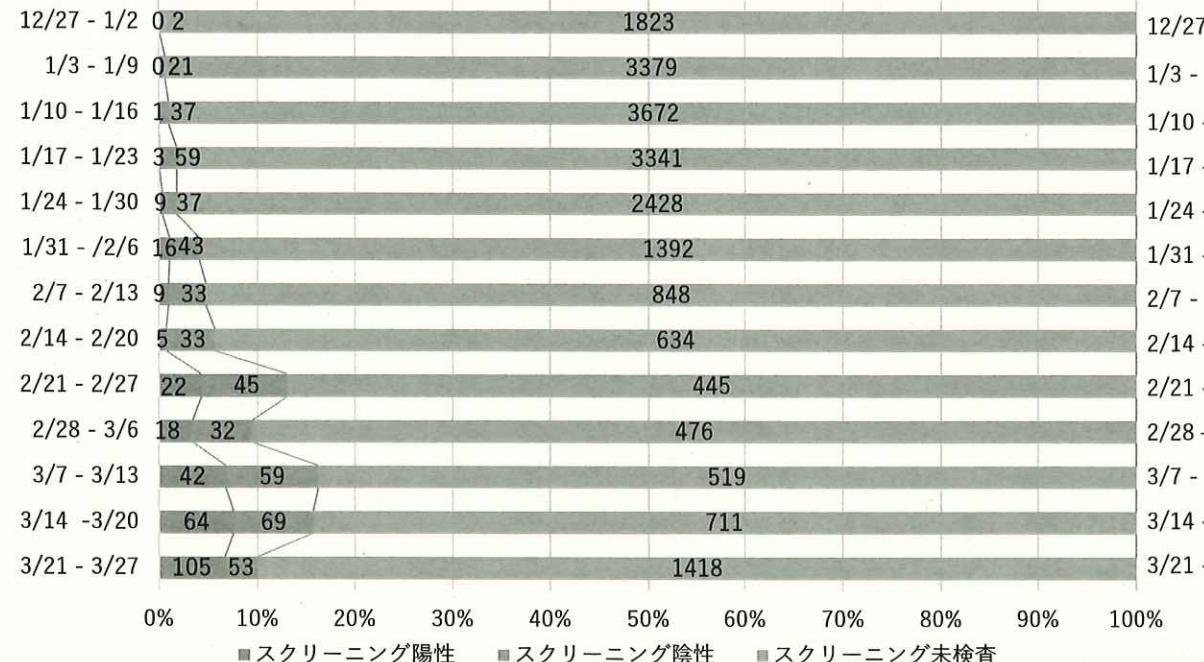
2月下旬から、府内の新規陽性者のうち、数%が変異株であることが判明している

大阪府における変異株PCR検査の体制

- ◆ 変異株の全国的感染拡大を受けて、1/20より変異株PCR検査（スクリーニング検査）を実施。順次、検査の実施機関数を拡充し、体制を強化
- ◆ 現在、週あたり最大350件程度を実施

大阪健康安全基盤研究所（1/20～）、民間検査会社1カ所（2/12～）、民間医療機関2カ所（3/2～）

報道提供日



新規陽性者数(a)	変異株PCR検査数(b) ^{※1} 【検査率[b/a*100]】	変異株PCR陽性者数(c)	変異株PCR検査陽性率 [c/b*100] ^{※3}	変異株PCR陽性判明率 [c/a*100]
1,825	2 【0.1%】	0	0.0%	0.0%
3,400	21 【0.6%】	0	0.0%	0.0%
3,710	38 【1.0%】	1	2.6%	0.0%
3,403	62 【1.8%】	3	4.8%	0.1%
2,474	46 【1.9%】	9	19.6%	0.4%
1,451	59 【4.1%】	16	27.1%	1.1%
890	42 【4.7%】	9	21.4%	1.0%
672	38 【5.7%】	5	13.2%	0.7%
512	67 【13.1%】	22	32.8%	4.3%
526	50 【9.5%】	18	36.0%	3.4%
620	101 【16.3%】	42	41.6%	6.8%
844	133 【15.8%】	64	48.1%	7.6%
1,576	158 【10.0%】	105	66.5%	6.7%
累計	817	294 ^{※2}	36.0%	
(左記以外)	(584)	(66)	(11.3%)	

※1 変異株PCR検査数は、大阪府内の機関で実施したものを集計

※2 別途、厚生労働省が実施した検査で25人が陽性判明

※3 変異株陽性者の濃厚接触者や接触の可能性がある人は、検体が残存している場合は、全件を検査対象としているため、陽性率は高くなる傾向

変異株スクリーニング検査の実施状況【3/15~3/21】速報値

2021/3/30時点

出典) 厚生労働省健康局結核感染症課作成資料

	都道府県	新規感染者数	変異株PCR検査実施件数	変異株PCR検査陽性件数
1	北海道	481	392	90
2	青森県	37	10	0
3	岩手県	23	30	0
4	宮城県	631	124	1
5	秋田県	8	7	0
6	山形県	92	2	0
7	福島県	116	18	0
8	茨城県	215	75	0
9	栃木県	138	26	0
10	群馬県	126	13	精査中
11	埼玉県	762	43	0
12	千葉県	681	136	16
13	東京都	2108	87	6
14	神奈川県	694	40	5
15	新潟県	92	60	0
16	富山県	9	11	2
17	石川県	8	5	0
18	福井県	7	7	2
19	山梨県	5	4	0
20	長野県	115	64	0
21	岐阜県	31	27	15
22	静岡県	99	13	1
23	愛知県	267	46	0

↓
% かく
だらけ

	都道府県別	新規感染者数	変異株PCR検査実施件数	変異株PCR検査陽性件数
24	三重県	37	27	6
25	滋賀県	50	17	1
26	京都府	73	19	1
27	大阪府	852	185	50
28	兵庫県	431	181	128 70% ①
29	奈良県	57	14	7
30	和歌山県	24	20	11
31	鳥取県	0	0	0
32	島根県	0	1	0
33	岡山県	41	21	3
34	広島県	22	13	7
35	山口県	7	7	0
36	徳島県	4	24	精査中
37	香川県	11	5	1
38	愛媛県	10	2	2
39	高知県	3	10	2
40	福岡県	240	153	8
41	佐賀県	20	17	0
42	長崎県	3	5	0
43	熊本県	14	11	0
44	大分県	3	2	1
45	宮崎県	0	0	0
46	鹿児島県	11	3	0
47	沖縄県	256	73	1
	全国	8,914	2,050	367
	民間検査機関		326	15

* 1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。* 2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。* 3 「陽性件数」は、自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が含まれており、「実施件数」と「陽性件数」を用いて、地域の変異株割合を評価することは過大評価となるおそれがあり適切ではない。* 4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの